

一 般 競 争 入 札 の 公 告

一関工業高等専門学校において、下記のとおり一般競争入札に付します。

記

1 競争入札に付する事項

- (1) 購入等件名 貸切バス借上運行業務
- (2) 運行方法 本校が指定した運行計画に従い教職員・学生等（以下「乗客」という。）を運送する。
- (3) 予定数量 単位：台

走行キロ	50km 未満	50km 以上 100km 未満	100km 以上 150km 未満	150km 以上 200km 未満	200km 以上 250km 未満	250km 以上 300km 未満
大型車	2	7	2	4	2	4
中型車	4	4	5	10	3	10
小型車	3	5	11	7	7	10

走行キロ	300km 以上 350km 未満	350km 以上 400km 未満	400km 以上 450km 未満	450km 以上 500km 未満	1日最大配車見込数
大型車	1	2	1	1	5
中型車	2	1	1	1	6
小型車	1	1	1	1	4

※1日最大配車見込数を確保できること。

- (4) 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

(5) 入札方法

入札は各走行キロ当たりの単価金額と、単価金額に予定数量を乗じた総価金額とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和6年度に東北地域の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。
- (3) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3 競争入札執行の日時及び場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先

郵便番号 〒021-8511

所在地 岩手県一関市萩荘字高梨

機関名 一関工業高等専門学校総務課契約係

電話番号 (0191)24-4712 FAX (0191)24-3622

- (2) 入札説明書の交付方法 本公告の日から上記3の(1)の交付場所で交付する。

本校ホームページでも同書類を公表する。ダウンロードした場合はその旨を必ず申し出て、受け付け登録を完了させること。

- (3) 入札書及び関係書類の提出期限及び場所 令和7年2月12日 12時00分

一関工業高等専門学校総務課契約係

- (4) 競争入札執行（開札）の日時及び場所 令和7年2月26日 13時30分

一関工業高等専門学校

4 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格の確認のための書類及び本公告に示した請負を履行できることを証明する書類を関係書類の提出期限までに提出しなければならない。

入札者は競争入札執行の日の前日までの間において、本校から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- (4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。

- (5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した請負を履行できると本校が判断した入札者であって、独立行政法人国立高等
専門学校機構契約事務取扱規則第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で
最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) その他 詳細は入札説明書による。

令和7年1月22日

独立行政法人国立高等専門学校機構

一関工業高等専門学校契約担当

事務部長 千葉 進



配 付 資 料

1. 入札説明書
2. 仕様書
3. 請負契約書（案）
4. 入札書様式及び入札書封入封筒の参考例
5. 競争参加資格に関する誓約書様式
6. 委任状参考例
7. 質問書様式

※入札に参加を予定している場合には、令和7年2月12日までに、参考見積書を提出願います。
各走行キロあたりの単価金額と、単価金額に予定数量を乗じた総価金額（いずれも税抜き）でお願いします。

※本説明書で引用している、会計規則、契約事務取扱規則は、本機構ホームページに掲載しておりますので、そちらをご参照願います。

【URL】

高専機構ホームページ
<https://www.kosen-k.go.jp>

↓
企業・一般の方へ > 工事・調達情報 > 調達情報
<https://www.kosen-k.go.jp/company/procurement>

入札事前登録について

入札説明書等資料については、窓口配布の外、本校ホームページでも同書類を公表しています。ダウンロードした場合はその旨を必ず申し出て登録受け付けを行ってください。

未登録の場合、追加情報が提供できなくなりますのでご留意下さい。

入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先

郵便番号	〒021-8511
所在地	岩手県一関市萩荘字高梨
機関名	一関工業高等専門学校総務課契約係
電話番号	(0191) 24-4712
FAX	(0191) 24-3622
メール	z-keiyaku@ichinoseki.ac.jp
担当者	契約係長 佐藤 良紀

メールにより、

件名「貸切バス借上運行業務一式」を付した上で、会社名、部署、担当者名、電話、FAX、メールアドレスについてご連絡下さい。

入 札 説 明 書

「貸切バス借上運行業務」

令和7年1月

独立行政法人国立高等専門学校機構
一関工業高等専門学校

入 札 説 明 書

一関工業高等専門学校の調達契約に係る入札公告（令和7年1月22日付）に基づく入札等については、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第34号）、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（平成16年独立行政法人国立高等専門学校機構規則第41号）（以下「契約事務取扱規則」という。）及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当役等

- (1) 契約担当役
一関工業高等専門学校 事務部長 千葉 進
- (2) 所属部局名 一関工業高等専門学校
- (3) 所在地 〒021-8511 岩手県一関市萩荘字高梨

2 調達内容

- (1) 件名 貸切バス借上運行業務
- (2) 運行方法 本校が指定した運行計画に従い教職員・学生等（以下「乗客」という。）を運送する。
- (3) 予定数量 単位：台

走行キロ	50km 未満	50km 以上 100km 未満	100km 以上 150km 未満	150km 以上 200km 未満	200km 以上 250km 未満	250km 以上 300km 未満
大型車	2	7	2	4	2	4
中型車	4	4	5	10	3	10
小型車	3	5	11	7	7	10

走行キロ	300km 以上 350km 未満	350km 以上 400km 未満	400km 以上 450km 未満	450km 以上 500km 未満	1日最大配車見込数
大型車	1	2	1	1	5
中型車	2	1	1	1	6
小型車	1	1	1	1	4

- ※1日最大配車見込数を確保できること。
- ※予定数量は令和4年度～令和6年度の実績に基づき算出（実績無しの区分は1台とした）。
- ※走行キロには回送距離を含む。
- ※配車の依頼は、本校より注文書にて詳細を送付する。
- ※感染症拡大の影響により数量に変動が生じる場合がある。

- (4) 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

(5) 入札方法

入札は各走行キロ当たりの単価金額と、単価金額に予定数量を乗じた総価金額とする。なお、落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、仕様書及び契約書（案）、契約事務取扱規則に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。また、前記価格のほか、仕様書等に規定するもの等納入に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。
- ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。ただし、単価契約の場合は除く。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金

額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格（該当事項は、必要書類の種類及び部数を指定した別紙1による。）

(1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。

(2) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第5条に規定される次の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）は、競争に参加する資格を有さない。

① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者

③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者

④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者

⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

⑥ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和6年度に東北地域の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格に関する問い合わせ先は、次のとおり。

〒021-8511 岩手県一関市萩荘字高梨

一関工業高等専門学校総務課契約係

TEL 0191-24-4712

FAX 0191-24-3622

(4) 入札公告において、法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある者から調達する場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

(5) 入札公告において、日本工業規格を指定した場合にあっては、当該規格の物品を納入できることを証明した者であること。

上記以外の規格を指定した場合も上記に準じて証明した者であること。

(6) 入札公告において、特定銘柄物品名又はこれと同等のものとして指定した場合にあっては、これらの物品を納入できることを証明した者であること。

(7) 入札公告において、研究開発の体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

(8) 入札公告において、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。

(9) 製造請負契約においては、製造物品に関する技術水準が高く、かつ製造実績があることを証明した者であること。

(10) 公正性かつ無差別性が確保されている場合は除き、本件調達の仕様の策定に直接関与していない者であること。

(11) 競争参加資格の審査が競争入札執行の日時まで終了した者又は資格を有すると認められた者であること。

(12) 本件調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害するために入札を行った者でないこと。

(13) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第6条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。

(14) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(15) 次に掲げる法人等は、競争入札に参加することができない。

① 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等

② 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等

- ③ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等
- ④ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- ⑤ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有している法人等
- ⑥ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどをしている法人等

4 競争入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札書、競争参加資格の確認のための書類、入札公告及び入札説明書に示した物品を納入又は請負の履行ができることを証明する書類（以下「納入又は履行ができることを証明する書類」という。）の提出期限及び提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

「入札書」及び関連書類の提出期限 令和7年2月12日 12時00分
 提出場所・問い合わせ先 〒021-8511 岩手県一関市萩荘字高梨
 一関工業高等専門学校総務課契約係長 佐藤良紀
 TEL 0191-24-4712

- (2) 競争入札執行（開札）の日時及び場所
 令和7年2月26日 13時30分 一関工業高等専門学校 共通会議室
 （競争加入者等は、入札開始時刻の15分前までに到着し、受付を済ませること。）

(3) 入札書の提出方法

- ① 競争加入者等は、別紙の契約書（案）を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該契約書（案）に疑義がある場合は、上記4の(1)に掲げる者に説明を求めることができる。
 ただし、入札後契約書（案）についての不知又は不明を理由として異議を申し出ることはいできない。
- ② 競争加入者等は、入札書及び関係書類の提出期限（令和7年2月12日12時00分）までに、別紙様式の入札書に次に掲げる事項を記載し、関係書類とあわせて直接持参又は到着が確実な方法による郵送にて提出するものとする。
 - (ア) 請負又は供給物品名
 - (イ) 入札金額
 - (ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）
 - (エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- ③ テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ④ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
- ⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

(4) 入札の無効

入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。

- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの
- ② 請負又は供給物品名及び入札金額のないもの
- ③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
- ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
- ⑤ 請負又は供給物品名に重大な誤りのあるもの

- ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
- ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押してないもの
- ⑧ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
- ⑨ 競争参加資格の審査が競争入札執行の日時まで終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときのもの
- ⑩ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあっては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
- ⑪ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 入札の延期等

契約担当役は、競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。

(6) 代理人による入札

- ① 代理人が入札する場合は、入札時まで代理委任状を提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。

(7) 開札

- ① 競争入札執行場所には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は入場することはできない。
- ② 競争加入者等は、競争入札執行時刻後においては、競争入札執行場所に入場することはできない。
- ③ 競争加入者等は、競争入札執行場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の(6)の①に該当する代理人以外の者である場合にあっては、代理委任状を提出しなければならない。
- ④ 競争加入者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認める場合のほか、競争入札執行場所を退場することはできない。
- ⑤ 競争入札執行場所において、次の各号の一に該当する者は当該競争入札執行場所から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
- ⑥ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。ただし、競争参加者等が立ち会わない場合には、辞退したものとみなす。
- ⑦ 競争加入者等は、再度の入札に備え印鑑及び筆記用具等入札に必要なものを持参すること。

5 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、納入又は履行ができることを証明する書類を、上記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、上記4の(1)の提出期限までに提出しなければならない。
 - ② 競争加入者等は、競争入札執行日の前日までの間において、契約担当役から納入又は履行ができることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
 - ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。
- (3) 競争参加資格の確認のための書類及び納入又は履行ができることを証明する書類
- ① 競争参加資格の確認のための書類及び納入又は履行ができることを証明する書類は別紙1により作成する。

- ② 資料等の作成に要する費用は、競争参加者等の負担とする。
 - ③ 契約担当役は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した物品を納入又は請負を履行できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
 - ④ 一旦受領した書類は返却しない。
 - ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
 - ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した物品を納入又は請負を履行できるかどうかの判断の対象としない。
- (4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。
- ① 上記4の(1)に従い書類・資料を提出した競争加入者等であって、上記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。
 - ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
 - ③ 入札公告において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合において、競争加入者等からの同等のものを供給するとの申し出により応札物品内訳書を受領した場合で、競争加入者等から提出された資料等に基づき競争入札執行日の前日までに同等の物品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。
 - ④ 製造請負契約について、契約の対象方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。
 - ⑤ 契約担当役は、落札者を決定したときは、その日の翌日から7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった競争加入者等に通知する。
 - ⑥ 落札者が、指定の期日までに正当な理由なく契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。
- (5) 手続きにおける交渉の有無 無
- (6) 契約書の作成
- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
 - ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ③ 上記②の場合において、契約担当役が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - ④ 契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
 - ⑤ 提出された入札機器の技術仕様等について、すべて契約書にその内容を記載するものとする。
- (7) 支払条件
代金の支払いは、別紙契約書（案）に定めるとおりとする。
- (8) 契約金額の内訳書
契約担当役が必要と認める場合、落札者は、落札決定後速やかに内訳書を提出するものとする。
- (9) 調達件名の検査等
- ① 落札者が提出した納入又は履行ができることを証明する書類の内容は、仕様書等と同様にすべて納入検査等の対象とする。

- ② 納入検査終了後、当該物品を使用している期間中において、落札者が提出した納入又は履行ができることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。
- (10) この一般競争に参加を希望する者は、入札書の提出時に、契約担当役が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札を無効とする。
- (11) 契約に係る情報の公表
当機構と一定の関係を有する者と契約する場合には、当機構からの契約者への再就職状況等について公表を行うものとします。なお詳細については
<https://www.kosen-k.go.jp/about/release/disclosure2.html> をご確認ください。
- (12) その他詳細規定 なし

別 記

一関工業高等専門学校の調達契約に係る入札公告（令和7年1月22日付）に基づく入札

2 調達内容

(1) 件名 貸切バス借上運行業務

(2) 運行方法 本校が指定した運行計画に従い教職員・学生等（以下「乗客」という。）を運送する。

(3) 予定数量 単位：台

走行キロ	50km 未満	50km 以上 100km 未満	100km 以上 150km 未満	150km 以上 200km 未満	200km 以上 250km 未満	250km 以上 300km 未満
大型車	2	7	2	4	2	4
中型車	4	4	5	10	3	10
小型車	3	5	11	7	7	10

走行キロ	300km 以上 350km 未満	350km 以上 400km 未満	400km 以上 450km 未満	450km 以上 500km 未満	1日最大配車見込数
大型車	1	2	1	1	5
中型車	2	1	1	1	6
小型車	1	1	1	1	4

※1日最大配車見込数を確保できること。

※予定数量は令和4年度～令和6年度の実績に基づき算出（実績無しの区分は1台とした）。

※走行キロには回送距離を含む。

※配車の依頼は、本校より注文書にて詳細を送付する。

※感染症拡大の影響により数量に変動が生じる場合がある。

(4) 契約期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

(5) 入札方法

入札は各走行キロ当たりの単価金額と、単価金額に予定数量を乗じた総価金額とする。なお、落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、仕様書及び契約書（案）、契約事務取扱規則に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。また、前記価格のほか、仕様書等に規定するもの等納入に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。

3 競争参加資格

(3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和6年度に東北地域の「役務の提供等」のA、B、C又はD等級に格付けされている者であること。

4 競争入札執行の日時及び場所等

(1) 入札書、競争参加資格の確認のための書類、入札公告及び入札説明書に示した物品を納入又は請負の履行ができることを証明する書類（以下「納入又は履行ができることを証明する書類」という。）の提出期限及び提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

入札書及び関係書類の提出期限 令和7年2月12日 12時00分

〒021-8511 岩手県一関市萩荘字高梨

一関工業高等専門学校総務課契約係長 佐藤良紀

TEL 0191-24-4712

(2) 競争入札執行（開札）の日時及び場所

令和7年2月26日 13時30分 一関工業高等専門学校 共通会議室

（競争加入者等は、入札開始時刻の15分前までに到着し、受付を済ませること。）

（注）上記番号は、入札説明書1～6ページに対応

別紙 1

競争参加資格の確認のための書類（全競争参加者該当）

提出期限及び場所 令和7年2月12日 12時00分
一関工業高等専門学校総務課契約係

- | | | |
|--|-------|----|
| 1. 入札書 | | 1部 |
| 2. 競争参加資格の確認のための書類 | | |
| (1) 令和6年度の一般競争（指名競争）参加資格の資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し | | 1部 |
| (2) 請負を履行できることを証明する書類（国土交通大臣による一般貸切旅客自動車運送業許可証の写し等） | | 1部 |
| (3) 入札説明書3の競争参加資格（1）、（2）、（14）及び（15）に該当しない者であることを誓約した書類 | | 1部 |
| 3. その他 | | |
| (1) 参考見積書 | | 1部 |
| (2) 代理委任状（代理人が入札する場合） | | 1部 |
| (3) 配車可能台数一覧（自社保有台数および提携会社等保有台数（規格別）） | | 1部 |

（注）入札書を含む全ての書類の提出期限は、令和7年2月12日12時00分である。
但し、代理人等が入札する場合における委任状の提出については、入札執行当日（開札日）の受付時まででもよい。

（注）上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

入札後提出書類（落札者のみ該当）

- 1 落札額の積算内訳書
- 2 落札者（請負者）における、貸切バス運行による事故時の対応方法（事故対応マニュアル、管理体制、連絡体制、保険等）が分かる書類
- 3 落札者（請負者）が、業務を第三者に委託する可能性が有る場合、第三者になりうる者の名称と連絡先を記した書類
※具体的には以下のような場合を想定しています。
 - ・請負者が旅行業者の場合、実際に運行するバス運行業者のリスト
 - ・請負者がバス運行業者の場合、他のバス運行業者のリスト（請負者所有のバスだけでは配車できない時など）

仕様書

1. 件 名 貸切バス借上運行業務
2. 運行方法 本校が指定した運行計画に従い教職員・学生等（以下「乗客」という。）を運送する。
3. 規 格 大型車…車両の長さ9メートル以上又は乗客席数50人以上
 中型車…大型車、小型車以外のもの
 小型車…車両の長さ7メートル以下で、かつ乗客席数29人以下

4. 予定数量（単位：台）

走行キロ	50km 未満	50km 以上 100km 未満	100km 以上 150km 未満	150km 以上 200km 未満	200km 以上 250km 未満	250km 以上 300km 未満
大型車	2	7	2	4	2	4
中型車	4	4	5	10	3	10
小型車	3	5	11	7	7	10

走行キロ	300km 以上 350km 未満	350km 以上 400km 未満	400km 以上 450km 未満	450km 以上 500km 未満	1日最大配車見込数
大型車	1	2	1	1	5
中型車	2	1	1	1	6
小型車	1	1	1	1	4

※1日最大配車見込数を確保できること。

※予定数量は令和4年度～令和6年度の実績に基づき算出（実績無しの区分は1台とした）。

※走行キロには回送距離を含む。

※配車の依頼は、本校より注文書にて詳細を送付する。

※感染症拡大の影響により数量に変動が生じる場合がある。

※令和6年度の実績は 10. 令和6年度実績 のとおり。

5. 経 費 以下の経費については、当該月終了後、別途発注者に対し請求するものとし、上記、予定数量（台数）に基づいて算出する経費（入札額）には含まない。
 - (1) 有料道路通行料金
 - (2) 駐車場等利用料金
 - (3) 運転手の宿泊等料金（実費額とするが高専機構旅費規則に基づいた金額を上限額とする）
 ※(1)～(3)については、請求時にその支払額が確認できる領収書等を添付すること。
 ※交替運転者配置料金、深夜早朝運行料金が発生する運行については本仕様の範囲外とする。
6. キャンセル料 天災その他やむを得ない事由による場合を除き、バス運行当日に、発注者の責めに帰すべき事由により運行を取りやめた場合は、請負者は、当日運行予定のバス1台につき、当該規格の運送距離50km未満の代金額（税抜）に2分の1を乗じた額（1円未満切捨）を、当該月終了後発注者に対し、キャンセル料として請求できるものとする。
7. 契約期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日

8. 検 査 請負者は別紙様式により、運行の都度、運行記録を作成し総務課契約係に提出するものとする。

9. 支払条件 代金は月毎に請求するものとして、当該月終了後、適法な請求書を受領した日から 60 日以内に支払うものとする。

10. 令和 6 年度実績 (単位：台) ※4 月から 12 月まで

走行キロ	50km 未満	50km 以上 100km 未満	100km 以上 150km 未満	150km 以上 200km 未満	200km 以上 250km 未満	250km 以上 300km 未満
大型車	4	7	2	5	3	5
中型車	5	1	2	8	0	15
小型車	1	4	9	11	8	11

走行キロ	300km 以上 350km 未満	350km 以上 400km 未満	400km 以上 450km 未満	450km 以上 500km 未満
大型車	0	5	0	0
中型車	1	0	0	0
小型車	2	0	0	0

11. その他 詳細については、本校担当職員の指示による。

【一関高専】

バス運行記録

令和 年 月 日

依頼番号:

報告者名

印

クラブ名等:

運行日付: 年 月 日 ~ 年 月 日

運転者名

目的地:

運転者名

バス規格

乗客数

人

【行程】

バス会社名			配車地(一関高専以外の場合記入)		
			(一関高専)		
出庫時間	出庫時メーター値	回送距離	到着/出発時間	配車地到着時メーター値	その他
月 日 時 分		km	時 分 時 分		

↓

目的地1:			(経由)		
到着時間	到着時メーター値	運送距離	再出発時間	再出発時メーター値	その他
月 日 時 分		km	月 日 時 分		

↓

目的地2:			(経由)		
到着時間	到着時メーター値	運送距離	再出発時間	再出発時メーター値	その他
月 日 時 分		km	月 日 時 分		

↓

目的地3:			(経由)		
到着時間	到着時メーター値	運送距離	再出発時間	再出発時メーター値	その他
月 日 時 分		km	月 日 時 分		

↓

目的地4:			(経由)		
到着時間	到着時メーター値	運送距離	再出発時間	再出発時メーター値	その他
月 日 時 分		km	月 日 時 分		

↓

帰庫時間	帰庫時メーター値	回送距離	合計	走行キロ	km	
月 日 時 分		km				
実費額	有料道路使用 (車種区分) 特大車・大型車・中型車	区間1:	→	料金1:	円	合計
		区間2:	→	料金2:	円	
		区間3:	→	料金3:	円	
		区間4:	→	料金4:	円	
	駐車料金合計	円				
乗務員宿泊料金合計	円 (名 泊)					

同乗教職員確認欄

※ 運行の都度、上記必要事項および確認欄記入後、契約係へ提出すること。

【一関高専】

バス運行記録

令和 年 月 日

依頼番号: 4-①

報告者名 印

クラブ名等: バレー部

運行日付: 令和 7年 4月 1日 ~ 令和 7年 4月 2日

運転者名

目的地: 盛岡体育館(盛岡ホテル宿泊)

運転者名

バス規格 大型 乗客数 50人

【行程】

バス会社名 一関交通			配車地(一関高専以外の場合記入) (一関高専)		
出庫時間	出庫時メーター値	回送距離	到着/出発時間	配車地到着時メーター値	その他
4月1日 12時10分	10,080	20 km	12時40分 13時00分	10,100	



目的地1: 盛岡体育館 (一ノ関駅 経由)					
到着時間	到着時メーター値	運送距離	再出発時間	再出発時メーター値	その他
4月1日 14時30分	10,220	120 km	4月1日 17時00分	10,220	



目的地2: 盛岡ホテル (経由)					
到着時間	到着時メーター値	運送距離	再出発時間	再出発時メーター値	その他
4月1日 17時30分	10,230	10 km	4月2日 8時30分	10,230	



目的地3: 盛岡体育館 (経由)					
到着時間	到着時メーター値	運送距離	再出発時間	再出発時メーター値	その他
4月2日 9時00分	10,240	10 km	4月2日 14時30分	10,240	



目的地4: 一関高専 (経由)					
到着時間	到着時メーター値	運送距離	再出発時間	再出発時メーター値	その他
4月2日 16時00分	10,360	120 km	4月2日 16時05分	10,360	



帰庫時間	帰庫時メーター値	回送距離	合計	走行キロ	300 km
4月2日 16時30分	10,380	20 km			

実費額	有料道路使用 (車種区分) 特大型車 大型車・中型車	区間1: 一関 → 盛岡	料金1: 6,500 円	合計 13,000 円
		区間2: 盛岡 → 一関	料金2: 6,500 円	
		区間3: →	料金3: 円	
		区間4: →	料金4: 円	
	駐車料金合計	500 円		
乗務員宿泊料金合計	7,500 円 (1名1泊)			

同乗教職員確認欄	高専二郎
----------	------

※ 運行の都度、上記必要事項および確認欄記入後、契約係へ提出すること。

【一関高専】

バス運行記録

令和 年 月 日

依頼番号: 4-①

クラブ名等: バレー部

報告者名 印

運行日付: 令和 7年 4月 1日 ~ 令和 7年 4月 2日

運転者名

目的地: 盛岡体育館(盛岡ホテル宿泊)

運転者名

バス規格 大型 乗客数 50人

【行程】

バス会社名 一関交通			配車地(一関高専以外の場合記入) (一関高専)		
出庫時間	出庫時メーター値	回送距離	到着/出発時間	配車地到着時メーター値	その他
4月1日 11時40分	10,080	20 km	12時10分 12時30分	10,100	



目的地1: 紫波SA			(一ノ関駅 経由)		
到着時間	到着時メーター値	運送距離	再出発時間	再出発時メーター値	その他
4月1日 13時30分	10,190	90 km	4月1日 14時00分	10,190	



目的地2: 盛岡体育館			(経由)		
到着時間	到着時メーター値	運送距離	再出発時間	再出発時メーター値	その他
4月1日 14時30分	10,220	30 km	4月1日 17時00分	10,220	



目的地3: 盛岡ホテル			(経由)		
到着時間	到着時メーター値	運送距離	再出発時間	再出発時メーター値	その他
4月1日 17時30分	10,230	10 km	4月2日 8時30分	10,230	



目的地4: 盛岡体育館			(経由)		
到着時間	到着時メーター値	運送距離	再出発時間	再出発時メーター値	その他
4月2日 9時00分	10,240	10 km	4月2日 14時00分	10,240	



帰庫時間	帰庫時メーター値	回送距離	合計	走行キロ	km
月 日 時 分		km			
実費額	有料道路使用 (車種区分) 特大車・大型車・中型車	区間1:	→	料金1:	円 合計
		区間2:	→	料金2:	円
		区間3:	→	料金3:	円
		区間4:	→	料金4:	円 円
	駐車料金合計	円			
乗務員宿泊料金合計	円 (名 泊)				

同乗教職員確認欄	高専二郎
----------	------

※ 運行の都度、上記必要事項および確認欄記入後、契約係へ提出すること。

【一関高専】

バス運行記録

令和 年 月 日

依頼番号: 4-①

報告者名 印

クラブ名等: バレー部

運行日付: 令和 7年 4月 1日 ~ 令和 7年 4月 2日

運転者名

目的地: 盛岡体育館(盛岡ホテル宿泊)

運転者名

バス規格 大型 乗客数 50人

【行程】

バス会社名			配車地(一関高専以外の場合記入)		
			(一関高専)		
出庫時間	出庫時メーター値	回送距離	到着/出発時間	配車地到着時メーター値	その他
月 日 時 分		km	時 分 時 分		



目的地1: 紫波SA			(経由)		
到着時間	到着時メーター値	運送距離	再出発時間	再出発時メーター値	その他
4月 2日 14時 30分	10,270	40 km	4月 2日 15時 00分	10,270	



目的地2: 一関高専			(一ノ関駅 経由)		
到着時間	到着時メーター値	運送距離	再出発時間	再出発時メーター値	その他
4月 2日 16時 00分	10,360	90 km	4月 2日 16時 05分	10,360	



目的地3:			(経由)		
到着時間	到着時メーター値	運送距離	再出発時間	再出発時メーター値	その他
月 日 時 分		km	月 日 時 分		



目的地4:			(経由)		
到着時間	到着時メーター値	運送距離	再出発時間	再出発時メーター値	その他
月 日 時 分		km	月 日 時 分		



帰庫時間	帰庫時メーター値	回送距離	合計	走行キロ	310 km
4月 2日 16時 30分	10,380	20 km			

実費額	有料道路使用 (車種区分) 特大車 大型車・中型車	区間1: 一関 → 盛岡	料金1: 6,500 円	合計 13,000 円
		区間2: 盛岡 → 一関	料金2: 6,500 円	
		区間3: →	料金3: 円	
		区間4: →	料金4: 円	
	駐車料金合計	500 円		
乗務員宿泊料金合計	7,500 円 (1名1泊)			

同乗教職員確認欄	高専二郎
----------	------

※ 運行の都度、上記必要事項および確認欄記入後、契約係へ提出すること。

請求料金計算方法

単位: 円 (税込)

走行キロ	50km未満	50km以上 100km未満	100km以上 150km未満	150km以上 200km未満	200km以上 250km未満	250km以上 300km未満	300km以上 350km未満	350km以上 400km未満	400km以上 450km未満	450km以上 500km未満	
大型車	A1	B1	C1	D1	E1	F1	G1	H1	I1	J1	
中型車	A2	B2	C2	D2	E2	F2	G2	H2	I2	J2	
小型車	A3	B3	C3	D3	E3	F3	G3	H3	I3	J3	

バス運行記録(記入例)の場合

4月1日: 150km
4月2日: 150km

$$\text{請求額} = \text{D1円}(4/1\text{分}) + \text{D1円}(4/2\text{分}) + (13,000\text{円}: \text{有料道路使用料金}) + (500\text{円}: \text{駐車料金}) + (7,500\text{円}: \text{宿泊代金})$$

請負契約書(案)

件名及び見込数量 貸切バス借上運行業務

見込数量 単位：台

走行キロ	50km 未満	50km 以上 100km 未満	100km 以上 150km 未満	150km 以上 200km 未満	200km 以上 250km 未満	250km 以上 300km 未満
大型車	2	7	2	4	2	4
中型車	4	4	5	10	3	10
小型車	3	5	11	7	7	10

走行キロ	300km 以上 350km 未満	350km 以上 400km 未満	400km 以上 450km 未満	450km 以上 500km 未満	1日最大配車見込数
大型車	1	2	1	1	5
中型車	2	1	1	1	6
小型車	1	1	1	1	4

※1日最大配車見込数を確保できること。

※予定数量は令和4年度～令和6年度の実績に基づき算出(実績無し区分は1台とした)。

※走行キロには回送距離を含む。

※配車の依頼は、本校より注文書にて詳細を送付する。

※感染症拡大の影響により数量に変動が生じる場合がある。

代金額(うち消費税額及び地方消費税額)

走行キロ	50km 未満	50km 以上 100km 未満	100km 以上 150km 未満	150km 以上 200km 未満	200km 以上 250km 未満	250km 以上 300km 未満
大型車	A1()	B1()	C1()	D1()	E1()	F1()
中型車	A2()	B2()	C2()	D2()	E2()	F2()
小型車	A3()	B3()	C3()	D3()	E3()	F3()

走行キロ	300km 以上 350km 未満	350km 以上 400km 未満	400km 以上 450km 未満	450km 以上 500km 未満
大型車	G1()	H1()	I1()	J1()
中型車	G2()	H2()	I2()	J2()
小型車	G3()	H3()	I3()	J3()

上記消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、代金額に110分の10を乗じて得た額である。

なお、消費税法及び地方消費税法の改正により消費税等の税率が変動した場合には、施行日以降における消費税等は変動後の税率により計算する。

発注者 独立行政法人国立高等専門学校機構一関工業高等専門学校契約担当役事務部長 千葉進
と 請負者 ○○○○ 代理人 △△△△との間において、貸切バス(以下「バス」という。)借上運行業務について上記の契約金額で、請負契約を結ぶものとする。

第1条 請負者は、発注者が指定した運行計画に従い教職員・学生等(以下「乗客」という。)を運送するものとする。

第2条 バスの運行中、請負者の責に帰すべき事由により損害を及ぼした場合は、請負者がその一切の責を負うものとする。

第3条 請負契約期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日とする。

第4条 請負者は別紙様式により、運行の都度、運行記録を作成し総務課契約係へ提出し確認を受けるものとする。

第5条 請負者は、運行計画により乗務員が宿泊した場合にあっては、当該月終了後、支払額が分かる書類を添付のうえ当該宿泊料を発注者に対し請求するものとする。ただし、高専機構旅費規則に基づいた金額を上限額とする。

第6条 請負者は、運行計画により有料道路通行料金及びバスの駐車場等利用料金が発生した場合にあっては、当該月終了後、支払額が分かる書類を添付のうえ当該料金を発注者に対し請求するものとする。

第7条 天災その他やむを得ない事由による場合を除き、バス運行当日に、発注者の責めに帰すべき事由により運行を取りやめた場合は、請負者は、当日運行予定のバス1台につき、当該規格の運送距離50km未満の代金額（税抜）に2分の1を乗じた額（1円未満切捨）を、当該月終了後発注者に対し、キャンセル料として請求できるものとする。

第8条 代金は、月毎に請求するものとして、適法な請求書を受理した日から60日以内に1回に支払うものとする。

第9条 代金の請求書は、一関工業高等専門学校総務課契約係に送付するものとする。

第10条 その他、請負の内容は別紙仕様書のとおりとする。

第11条 契約保証金は、免除する。

第12条 請負者は、この契約に関して、次の各号の一つに該当するときは、契約金額（単価契約の場合は、契約期間全体の支払総金額（契約期間が満了していない場合は未経過期間に予定していた支払見込金額を加算した額）の10分の1に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

一 請負者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条又は第19条の規定に違反し、又は請負者が構成員である事業者団体が同法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が請負者又は請負者が構成員である事業者団体に対して、同法第49条第1項に規定する排除措置命令又は同法第62条に規定する納付命令を行い、当該が確定したとき。ただし、請負者が同法第19条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第2条第9項の規定に基づく不正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、請負者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。

二 公正取引委員会が、請負者に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

三 請負者（請負者が法人の場合であっては、その役員又は使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の3又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

3 請負者は、この契約に関して、第1項の各号の一つに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

第13条 発注者は、請負者が前条各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

第14条 この契約についての必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構が定めた契約事務取扱規則によるものとする。

第 15 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者請負者間において協議して定めるものとする。

第 16 条 この契約において紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、一関工業高等専門学校所在地を管轄区域とする盛岡地方裁判所一関支部とする。

上記契約の成立を証するため、発注者・請負者は次に記名し印を押すものとする。

なお、この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

令和 7 年 月 日

発注者 岩手県一関市萩荘字高梨
独立行政法人国立高等専門学校機構
一関工業高等専門学校
契約担当役 事務部長 千葉 進

請負者 ○○○○

入 札 書

請負の表示

貸切バス借上運行業務

入 札 金 額 金 円也

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し、仕様書に従って上記の請負を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

一関工業高等専門学校 御中

競争加入者

住 所

氏 名

印

【記入例】 入 札 書

請負の表示

貸切バス借上運行業務

入 札 金 額 金 ▼▼▼ 円也

各走行キロあたりの単価に予定数量を乗じた金額の合計を記載して下さい。

単価（大型 50km 未満）×2=○○○円

単価（中型 50km 未満）×4=△△△円

単価（小型 50km 未満）×3=□□□円

●
●
●

合計 ▼▼▼円=○○○+△△△+□□□・・・

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し、仕様書に従って上記の請負を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

一関工業高等専門学校 御中

競争加入者

住 所

氏 名

印（代理人等の場合不要）

代理人等の場合は上記の下に

代理人（又は復代理人） ○○○○ 印

(備考)

- (1) 競争加入者の氏名は、法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名を記載し押印すること。
- (2) 代理人が入札するときは、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名を記載し、かつ、押印すること。（この場合には、競争加入者の印は必要ありませんので押印しないで下さい。）なお、押印の際は委任状で委任を受けた印を使用して下さい。
- (3) 様式をコピーして使用しても、また、作成したものを使用しても結構です。

(入札書封入封筒の参考例)

<表 面>

□□□-□□□□

貸切入札借上運行業務
入札書在中

(競争加入者氏名等)

○○○○○株式会社

代表取締役 ○○○○○ 印

(代理人氏名)

(復) 代理人 ○○○○○ 印

<裏 面>

印

(※表面と同じ印鑑)

印

(※表面と同じ印鑑)

注1：封筒は、任意とし、縦書き・横書きどちらでも構いません。

注2：部分は、朱書きで記載してください。

注3：代理人等が入札する場合には、競争参加者の印は不用です。

競争参加資格に関する誓約書

一関工業高等専門学校契約担当役
事務部長 千葉 進 殿

住所
申請者 商号又は名称
代表者 印

申請者は、令和7年1月22日付けで公告のあった「貸切バス借上運行業務」の入札に参加するものに必要な下記の資格を有していることを誓約します。

1. 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。
2. 入札説明書 3.(2)に定める各号のいずれにも該当しない者であること。
(各号のいずれかに該当する場合には、その旨を契約担当役に申し入れること。)
3. 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
4. 契約担当役が入札説明書 3. (15) に定める暴力団員等に関係する者でないこと。

(一定の期間委任する場合：支店長等が契約)

令和 年 月 日

一関工業高等専門学校 御中

委任者 (住所)
(法人名)
(役職・氏名)

印

委任状

私は、下記の者を代理人と定め、貴校との間における下記は一切の権限を委任します。

記

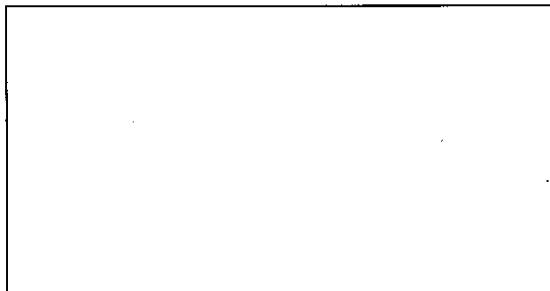
受任者 (住所)
(法人名)
(役職・氏名)

委任事項

1. 入札及び見積りに関する件
2. 契約締結に関する件
3. 入札保証金及び契約保証金の納付並びに還付に関する件
4. 契約事項の請負及び取下げに関する件
5. 契約代金の請求及び受領に関する件
6. 復代理人の選任に関する件
7. その他契約に関する一切の権限

委任期間 令和〇〇年〇〇月〇〇日から令和〇〇年〇〇月〇〇日

受任者使用印鑑



(この案件のみ委任する場合：支店長等が契約)

令和 年 月 日

一関工業高等専門学校 御中

委任者 (住所)
(法人名)
(役職・氏名)

印

委任状

私は、下記の者を代理人と定め、貴校との間における下記の事項に関し、下記の一切の権限を委任します。

記

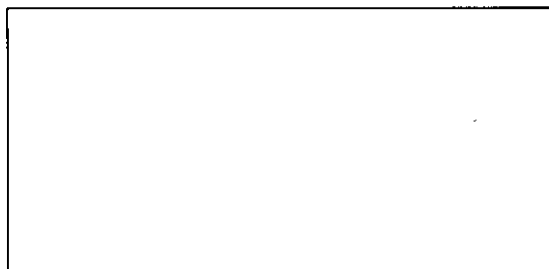
事項名 令和7年2月26日一関工業高等専門学校において行われる「貸切バス借上
運行業務」の一般競争入札に関する件

受任者 (住所)
(法人名)
(役職・氏名)

委任事項

1. 入札及び見積りに関する件
2. 契約締結に関する件
3. 入札保証金及び契約保証金の納付並びに還付に関する件
4. 契約事項の請負及び取下げに関する件
5. 契約代金の請求及び受領に関する件
6. 復代理人の選任に関する件
7. その他契約に関する一切の権限

受任者使用印鑑



(競争参加者から代理人に直接委任する場合：契約は本社契約)

令和 年 月 日

一関工業高等専門学校 御中

委任者 (住所)
(法人名)
(役職・氏名)

印

委任状

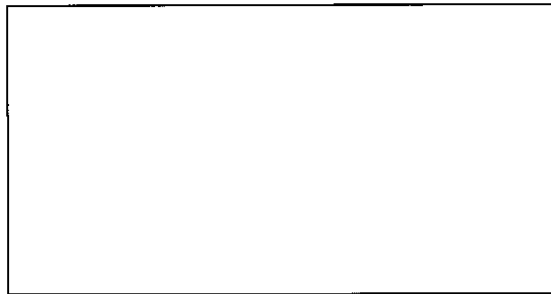
私は、〇〇〇〇を代理人と定め、貴校との間における下記の事項に関し、下記の一切の権限を委任します。

記

事項名

令和7年2月26日一関工業高等専門学校において行われる「貸切バス借上
運行業務」の一般競争入札の入札並びに見積に関する一切の件

受任者使用印鑑



(競争参加者から委任を受けた代理人(支店長等)が復代理人を選任する場合:支店長等が契約)

令和 年 月 日

一関工業高等専門学校 御中

委 任 者 (住所)
(法人名)
(役職・氏名)

印

委 任 状

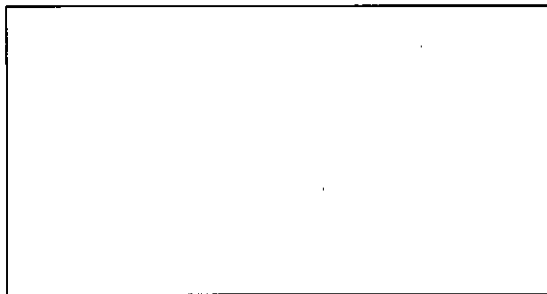
私は、〇〇〇〇を〇〇〇〇株式会社代表取締役〇〇〇〇の復代理人と定め、貴校との間における下記の事項に関し、下記の一切の権限を委任します。

記

事 項 名

令和7年2月26日一関工業高等専門学校において行われる「貸切バス借上
運行業務」の一般競争入札の入札並びに見積に関する一切の件

受任者使用印鑑



令和 年 月 日

一関工業高等専門学校 御中

一般競争入札

「〇〇〇〇一式」に係る質問書

会社名	
部署及び氏名	
回答連絡先	電話番号： FAX番号： メールアドレス：
質問内容 (例) 1. カタログがない場合、当社の資料でもよろしいでしょうか？ 2. I-4-1 配信サーバ (2) メインメモリ の項目で 4GB以上となっていますが、3. 2GBではだめでしょうか？ ※上記は参考例として書いています。 仕様書についての質問は、把握しやすいよう、仕様書の項目番号等を付して記載願います。	

※様式は、上記と違ってかまいません。

※正確を期すため、質問は必ず書面での対応をお願い致します。

※質問に対する回答は、入札条件を揃えるため、入札説明書を受領した全ての事業者あて配信します。

問い合わせ先

一関工業高等専門学校総務課契約係 (担当者 内藤)

電話 0191-24-4712 (ダイヤルイン)

ファックス 0191-24-3622

メールアドレス z-keiyaku@ichinoseki.ac.jp